

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
運営適正化委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第83条に基づき、長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に運営適正化委員会を設置する。

(目的)

第2条 運営適正化委員会（以下「委員会」という。）は、福祉サービスの利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査若しくはあつせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的とする。

(職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 福祉サービス利用援助事業の事業者に対する必要な助言、勧告等に関すること
- (2) 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査及びあつせんに関すること
- (3) 虐待等のおそれがある場合の県知事への通知に関すること
- (4) その他、本委員会の目的達成に必要なこと

(委員)

第4条 委員については、公正性を旨とする委員会の性格に鑑みるとともに、多様な事例に対して適正に機能を発揮し得るものとするため、次の各号に掲げる者で構成し、県社協会長が選任する。

- | | |
|---|----|
| (1) 法律に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (2) 医療に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表する者 | 4名 |
| (4) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体を代表する者 | 2名 |
| (5) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービスの提供者を代表する者 | 2名 |
| (6) 行政関係者 | 1名 |

2 公正性の確保、特定分野への偏りを避ける趣旨から(4)及び(5)の委員の合計は、委員総数の概ね3分の1以内とする。

3 県社協会長は、委員会委員の選任にあたり、選考委員会の同意を得なければならない。

4 選考委員会に関する事項は、別に定める規程による。

(任期)

第5条 委員会委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任をさまたげない。

(委員の解任)

第6条 県社協会長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委

員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、これを解任することができる。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、公益を代表する委員の中から委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(合議体)

第9条 委員会には次の各号に掲げる合議体を置く。

(1) 第3条第1号に掲げる職務を行う合議体(以下「運営監視合議体」という。)

(2) 第3条第2号に掲げる職務を行う合議体(以下「苦情解決合議体」という。)

2 運営監視合議体の委員は、次の各号に定めるところにより、委員のうちから委員長が指名する

- | | |
|---|----|
| (1) 法律に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (2) 医療に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表する者 | 2名 |
| (4) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービス
利用援助事業の対象者を支援する団体を代表する者 | 2名 |
| (5) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービスの
提供者を代表する者 | 2名 |

(6) 行政関係者

1名

3 苦情解決合議体の委員は、次の各号に定めるところにより、委員のうちから委員長が指名する。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 法律に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (2) 医療に関し学識経験を有する者 | 1名 |
| (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表する者 | 3名 |

4 前2、3項に規定する合議体それぞれに委員長1名、副委員長1名を置き、公益を代表する者から、委員の互選によりこれを定める。

5 合議体の委員長は会務を総理し、合議体を代表する。

6 合議体の委員長に事故あるときは、副委員長が合議体を代表する。

7 合議体は、合議体の委員長が招集する。

8 合議体は、委員総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

9 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、合議体委員長の決するところによる。

10 本委員会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって本委員会の議決とする。

11 その他、合議体の運営について必要な事項は別に定める。

(運営監視業務の手続き)

第10条 第3条第1号に掲げる職務については、この要綱に定めるもののほか、運営適正化委員会が別に定めるところによる。

(苦情解決のあっせん等の手続き)

第11条 第3条第2号に掲げる職務については、この要綱に定めるもののほか、運営適正化委員会が別に定めるところによる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報の公開)

第13条 委員会は、年1回、委員会の業務の状況及びその成果について報告書を作成しこれを公表しなければならない。

(事務局)

第14条 委員会の事務を行うため、委員会に事務局を置く。

2 委員会の事務局職員又は職員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 その他事務局に関する事項は、委員会委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びその事務局の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. この要綱は平成13年1月15日に制定し同日から施行する。

(経過措置) この規程の制定によるそれぞれの規定に定める業務は、平成12年10月1日から適用する。

2. この要綱は平成16年4月1日より施行する。

3. 改正後の要綱は平成17年4月1日より施行する。